

文化財などの保全事業に補助

地域の中で守られてきた文化財や伝統行事を後世に継承していくための事業に対して補助します。

- 【対象】**◆文化財の修理 ◆収蔵庫の設置・修繕  
◆芸能備品の購入・修繕 ◆芸能記録の作成  
◆伝承教室の開催 ◆説明板の設置 など

**【申し込み方法】**各自治会長あてに送付する申請書に必要事項を記入し、6月30日(金)までに文化振興課へ。

▶詳しくは、文化振興課(☎66・1019)へ。

狂犬病予防注射の案内

- 【日程】**◆西・加佐地区…4月10日(月)～13日(木)  
◆東・中地区…4月17日(月)～20日(木)

**【場所】**市内の集会場など76か所

**【対象】**生後91日以上の飼い犬

**【料金】**◆登録犬…3,200円 ◆未登録犬…6,200円

※未登録犬の料金には登録手数料も含む

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1064)へ。



臨時福祉給付金の申請 7月4日まで

消費税引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人を対象に国から給付金が支給されます。該当者と思われる人には、申請書を郵送済み。期日までに手続きを。

**【対象者】**次の要件をすべて満たす人

- ◆平成28年1月1日に舞鶴市の住民基本台帳に記録されている
- ◆平成28年度の市民税(均等割)が非課税の人。ただし、市民税(均等割)が課税されている人に扶養されている人と生活保護を受給している人は対象外。

**【支給額】**1人15,000円(1回限り)

**【申請期限】**7月4日(火)必着

▶詳しくは、福祉企画課(☎66・1011)へ。

お詫び

この度、青葉山ろく公園の指定管理者「特定非営利活動法人ガバナンス舞鶴」の陶芸館元職員2名による粘土代着服等の事実が発覚し、市は指定管理者の指定取り消し処分を行いました。

取り消しに伴ない、皆様のご利用に支障を来たさないう4月から当面、青葉山ろく公園(グリーンスポーツセンター、パターゴルフ場、陶芸館)を市が直営で管理運営してまいります。

今後、指定管理者による管理状況の確認方法を見直すとともに適切な管理を行ってまいります。

固定資産税の納税通知書を送付

市内に土地や家屋などを所有している人に、平成29年度固定資産税の納税通知書を送付します。課税内容は同封の課税明細を確認を。

◆郵便局やコンビニでの納付

固定資産税は、近畿2府4県のうち銀行や郵便局、全国のコンビニ各店舗でも納付できます(30万円を超える納付はコンビニでは不可)。

▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

固定資産の価格などの縦覧 5月1日まで

所有している固定資産と市内の土地・家屋の価格が比較できる「固定資産縦覧帳簿」を見ることができます。土地区分には所在地・地目・地積・評価額、家屋区分には所在地・家屋番号・用途・構造・床面積・評価額が記載。

**【期間】**4月3日(月)～5月1日(月) 8時30分～17時

**【場所】**税務課

**【縦覧対象者】**固定資産税(土地・家屋)の納税者本人か委任状を持った代理人

◆価格に不服がある場合

固定資産税の価格に不服がある場合は、審査を申し出ることができます。期間は納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内。

◆課税台帳の閲覧

土地や家屋などの所有者、その代理人、借地・借家人は土地や家屋などの課税台帳を随時閲覧できます。免許証などの本人確認ができるものが必要。代理人は委任状、借地・借家人は契約が確認できる書類が必要。

▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

舞鶴働く場ガイド2017 掲載事業所を募集

U・Jターン希望者などの求職者に向けて、事業所の概要と採用情報をホームページでリアルタイムに提供します。

**【対象事業所】**

市内に就業場所があり、平成29年度中に正社員の採用予定がある事業所

**【募集事業所数】**

先着70社 ※業種ごとの定数を設ける場合あり

**【掲載料】**3,000円

**【その他】**新卒求人公開は、6月1日(木)以降に開始

**【申し込み方法】**

所定の用紙(企業立地・雇用促進課備え付け、市・雇用対策協議会ホームページからダウンロード可)で。

▶詳しくは、雇用対策協議会事務局(企業立地・雇用促進課内、☎66・1021)へ。

土曜に窓口を開設 住民票や戸籍、印鑑登録など

引っ越しのシーズンにあわせて市民課の時間外窓口を開設しています。正面玄関と裏口は閉まっています。来庁の際は西口の出入口から入場してください。

**【開設日時】**4月1日・8日・15日の土曜日、9時～12時30分

**【開設場所】**市民課

**【業務内容】**◆住民異動届 ◆戸籍の届け出

◆印鑑登録 ◆印鑑登録証明書の交付

◆住民票の写しの交付 ◆戸籍謄(抄)本の交付

◆マイナンバーカードの交付(開設日の2日前までに予約が必要)

**【ご注意を】**広域交付住民票の交付は不可。他課や他の市町村などへの確認が必要な手続きはできない場合があります。

▶詳しくは、市民課(☎66・1001)へ。

児童扶養手当の月額変更

平成29年4月から児童扶養手当の月額が変更になります。第2子、第3子以降の加算額も変更。

区分		平成28年8月～	平成29年4月～
第1子(基本額)	全部支給	42,330円	42,290円
	一部支給	42,320円～9,990円	42,280円～9,980円
第2子(加算額)	全額支給	10,000円	9,990円
	一部支給	9,990円～5,000円	9,980円～5,000円
第3子以降(加算額)	全部支給	6,000円	5,990円
	一部支給	5,990円～3,000円	5,980円～3,000円
振込月		平成28年12月	平成29年8月

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

青少年の善行表彰候補者の募集

青少年の健全育成を目的に毎年実施している「青少年善行表彰」の候補者を募集します。

**【対象】**市内在住の満20歳以下で、次のいずれかに該当する個人か団体

- ◆高齢者・障害者等への奉仕活動など
- ◆清掃・除草等の環境美化活動など
- ◆植樹・花いっぱい運動等の自然保護・文化財愛護活動など
- ◆顕著な発明・発見等の行為など
- ◆災害防止・救助等の行為など ◆小さな親切等の行為など
- ◆その他(上記に相当すると考えられる行為など)

**【指定期間】**平成28年4月1日～29年3月31日

**【推薦できる人】**満20歳以上の個人か団体

**【推薦方法】**6月9日(金)までに所定の用紙(子ども支援課などに備え付け)に必要事項を記入し郵送かファクス、電子メールで子ども支援課(☎66・1008、FAX62・9897)へ。

育英資金のお知らせ

高校や大学、専修学校に進学している人で、経済的に就学が困難な場合に育英資金を支給。

**【内容】**◆入学支度金(新1年生のみ)

◆通学費補助金、奨学金・修学支援金

**【対象】**市民税非課税世帯(通学費補助金、大学・専修学校の入学支度金は低所得世帯も対象。低所得の基準は、世帯の人数により異なる)

**【申し込み方法】**所定の用紙(学校教育課、西支所、加佐分室に備え付け。市ホームページからのダウンロード可)で。全期分の申請は6月30日(金)まで。7月以降に申請した場合は、申請月以降の分から支給(入学支度金は不可)。

▶詳しくは、学校教育課(☎66・1072)へ。

不育治療の助成を拡充

市が実施する不妊・不育治療の助成の内、不育治療の「医療保険適用外の費用」を平成29年4月の診療分から新たに追加します。

**【助成概要】**

《現在の助成内容》

- ①医療保険適用となる不妊治療  
◆助成額…保険診療の自己負担額の2分の1(上限6万円)
- ②人工授精(法律上の夫婦が対象)  
◆助成額…医療費の2分の1(上限10万円)  
※①と②の両方の場合は上限10万円
- ③医療保険適用となる不育治療  
◆助成額…保険診療の自己負担額の2分の1(1回の妊娠につき上限10万円)

《追加する助成内容》

- ④医療保険適用外の不育治療(領収書が必要)  
◆助成額…費用の2分の1(上限20万円)

**【申請条件】**◆治療を受けた日に舞鶴市に住民登録がある

- ◆1年以上前から京都府内に居住している
- ◆申請期限は、治療日の翌日から1年以内

**【申請方法】**申請書と医療機関の証明書を提出

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

子ども・若者健全育成事業補助金の申請

子ども・若者の健全な育成・支援に関する活動に助成。

**【内容】**自然体験・ボランティア・非行防止・パトロールなどに係る経費

**【対象】**5人以上で構成する市内の民間団体など

**【補助率】**対象経費の2分の1(限度額10万円)

**【申し込み方法】**6月30日(金)までに、所定の用紙(子ども支援課に備え付け)に必要事項を記入し同課へ。

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1008)へ。

